

### 障害者控除対象者認定の申請を受け付けます

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定されると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます。控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。対象者は、同認定書の交付申請をしてください。身体障害者手帳などをすでに持っている人は、申告時に手帳を提示することで控除が受けられますので、同認定書は不要です。介護認定を受けていない人は、医師の診断書や意見書が必要で、事前に本庁・福祉課へお尋ねください。

**対象** 市内在住の65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。(障がい者)●身体障害3〜6級に準ずる障がいがある人●知的障害の程度・中度に準ずる障がい

がある人。「特別障がい者」●身体障害1・2級に準ずる障がいがある人●知的障害の重度に準ずる障がいがある人●寝たきりの高齢者

控除額	(年額)	
	所得税	市・県民税
障害者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除額	40万円	30万円
特別障害者控除額(納税者と同居の場合)	75万円	53万円

申請方法 申請書を出し、後日、郵送で通知します。  
☎本庁・福祉課／本庁・高齢者支援課／各支所担当課

### 自動販売機設置などには届け出が必要です

市内で自動販売機を設置または撤去するときは、環境美化条例に基づく届出が必要です。回収容器を設けたうえで、届け出て

ください。ただし、次の場合には届け出は不要です。

●建物内にあり、その建物管理者が適正に管理しているもの●塀や柵などの外部から出入りできない敷地内に設置され、建物管理者が適正に管理しているもの。

※届け出後に、市が交付する『自動販売機届出済証』を自動販売機の見やすいところに貼り付けてください。※自動販売機から5m以内に必ず回収容器を設置し、適切に管理をしてごみなどが散乱しないようにしなければなりません。

※景観形成地域の場合は、事前に都市計画課への届け出が必要です。

※届け出方法などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎本庁・市民生活課

### 消費生活相談員を募集します

振り込め詐欺や携帯電話のトラブル、悪質商法など

**試験内容** 面接(日程は後日連絡します)。  
**申込方法** 11月30日⑨までに、履歴書・作文(志望動機や抱負を直筆で800字程度)を郵送または持参してください。

☎☎863-0023  
市内中央新町15-17 天草市役所・まちづくり支援課  
(天草宝島国際交流会館ポルト内) ☎☎6661

### 浄化槽をご利用の皆さんへ

浄化槽の維持管理は次の3つに分かれます。浄化槽法でそれぞれを定期的に実施することが義務付けられています。また、浄化槽は使用開始後3〜8カ月の間に1回目の検査が実施されます。その後は必ず1年に1回検査機関(公益社団法人・熊本県浄化槽協会)の法定検査を受けてください。

①保守点検…浄化槽の装置が正しく働いているかを点検し、装置や機械の調整、

### 課税課からのお知らせ

#### 「住宅の改修事に伴う固定資産税の減額について」

住宅の省エネやバリアフリー、耐震の改修工事をした人は、翌年1年分の固定資産税が減額される場合があります。いずれも改修工事の完了後、3カ月以内に申請してください。対象家屋や工事内容などの詳細は、お尋ねください。

#### 「家屋の新築や増築・解体・用途変更はご連絡を」

平成27年中に新築や増築した家屋は、平成28年度

から固定資産税の課税対象となります。新築や増築工事が完了したら、早めにご連絡ください。身分証明書を携帯した調査員が、事前に連絡して調査に伺います。家屋を解体したときは「解家届」、用途を変更したときは「用途変更届」を提出してください。届け出がない場合、解体前や用途変更前の固定資産税が課税され続ける場合があります。

☎☎本庁・課税課／各支所担当課

### 新和町でイノシシ・シカの一斉捕獲を実施します

農林業被害の軽減のため、新和町の宮南鳥獣保護区で天草市鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ・シカの一斉捕獲を実施します。

山菜採りなどで入山する人は、十分ご注意ください。

とき 11月29日⑨。※雨天の場合は12月6日⑨。  
☎本庁(別館)・農林整備課／新和支所

## 水銀体温計・血圧計の回収キャンペーンを実施

水銀製品の破損などともなう水銀流出事故による環境汚染を防止するため、家庭にある水銀体温計と水銀血圧計を回収するキャンペーンを実施します。期間中に持参した人には、くまモンのマグネットシートを進呈します。

**回収期間** 12月1日⑨～同28日⑨。  
**回収方法** 市役所本庁・環境施設課、各支所担当課に持参してください。

※電子式のもの対象外です。  
※事業者からの持ち込みはできません。



☎本庁・環境施設課

の消費トラブルに関する相談や助言、各地区や団体の研修会を行う「消費生活相談員」を募集します。

**勤務場所** 天草市消費生活センター(天草宝島国際交流会館ポルト内)。  
**予定人員** 1人程度。  
**募集資格** 次のいずれにも該当する人●消費生活相談に関する資格を持っている人、または県などが実施する消費生活相談員養成講座を受講できる人●普通自動

車運転免許所持者●パソコン、スマートフォン、インターネット操作ができる人。  
**雇用期間** 平成28年1月1日⑨～同3月31日⑨(期間後は更新あり)。  
**勤務時間** 月々金曜日まで(祝日を除く)の午前9時～午後3時と午前11時～午後5時のシフト制(週25時間)。  
**報酬** 月額10万3,800円(交通費別途支給)。※有資格者は13万6,000円。

## 人権週間 12月4日⑨～10日⑩ ～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～

### 人権学習会の講師を派遣します

「人権」とは、誰もが生まれながらに持っている大切なものです。いっしょに「人権」について学習しませんか。

**対象** 自治会や市民団体、企業などの学習会やふれあいいきいきサロンの会合。

**学習内容** 子どもや高齢者、障がい者、女性などの人権問題の学習や、人権について幅広く考える学習など。希望に応じて、講話・参加体験型学習・ビデオ視聴などを行います。

**経費** 講師の旅費や謝金は不要。会場の借上料などは主催者負担。

☎☎本庁(別館)・生涯学習課

### 特設人権相談所を開設 相談無料

人権擁護委員の皆さんが人権・家庭問題などの相談に応じる特設人権相談所を開設します。

とき	ところ
12月1日⑨	有明老人福祉センター、五和町コミュニティセンター、栖本福祉会館
12月3日⑩	牛深総合センター
12月4日⑨	宮田地区コミュニティセンター(倉岳町)
12月7日⑩	市男女共同参画センター(ぼらす(東町)御所浦島開発総合センター)
12月8日⑨	一町田地区コミュニティセンター(河浦町)、新和町民センター
12月9日⑩	市役所天草支所

※時間は午前10時～午後3時。  
※人権相談は、毎週月・水・金曜日の午前9時から午後4時まで天草地方務局でも行われています。

☎☎天草人権擁護委員協議会  
(熊本地方務局天草支局内) ☎☎2467